

岬町ペット同行避難マニュアル

令和7年8月

岬 町

【目 次】

1	背景	2
2	目的	2
3	用語	2
4	対象動物	2
5	対象施設	2
6	ペット避難スペースの確保	3
7	基本方針	3
8	飼育ルール	3
9	ペット同行避難所の受付	4
10	飼い主の会の立ち上げ	4
11	避難所におけるペットの飼養	5
12	飼い主としての平時時における準備	6
13	関係団体との連携	7
別紙1		8
別紙2		9
別紙3		10
別紙4		12
様式		13
参考		14

1 背景

近年ペットは家族の一員であるとの意識が一般的になり、ペットとともに避難できないために自宅や車内にとどまり、危険にさらされたり、自宅に置いてきたペットのために家に戻った飼い主が二次災害にあったりするというケースが過去の震災ではありました。

これらを教訓として、今日では飼い主とペットが同行避難することは、飼い主である人の命を守るためであり、さらに放浪動物による人への危害の防止、生活環境保全の観点からも重要なことと考えられるようになりました。

このようなことから、岬町ペット同行避難マニュアルを策定しました。

2 目的

「ペット同行避難マニュアル」を策定した目的は、飼い主による災害時の適正飼育を支援するため、また、避難所でのペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、共に災害を乗り越えられるようにするためです。

3 用語

「同行避難」とは、ペットと共に避難行動をすること。

※ 同行避難は避難所で飼い主がペットを同室で飼育管理することではありません。

※ 補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）は飼い主と同伴で避難することができます。

「車両避難」とは、車により緊急避難すること。風水害時の車両避難は道路が浸水している等の危険を伴うことや渋滞の原因になり緊急車両の通行の妨げになるおそれもあるため、事前の予測ができる場合に限り、ひとつの避難手段となります。

4 対象動物

避難所で飼育できる動物は原則として、犬、猫、うさぎ、ハムスター、鳥類などの比較的小型の動物です。

※人に危害を加えるおそれのある、大型動物や危険動物、ワニガメやニシキヘビ等の特定生物や特定外来生物に指定された動物や設備環境により飼育が困難な動物は、受け入れることはできません。

5 対象施設

同行避難ができる避難所は、小・中学校となります。

※別紙1 参照

なお、対象施設は、地震・津波、洪水等で自宅が全壊、半壊、浸水等の被害を受け、自宅で生活ができない場合を想定しており、台風や大雨などの一時的な風水害時は、想定していません。

6 ペット避難スペースの確保

ペットが避難するスペースは、小・中学校については敷地内の屋外となります。

※別紙2参照

○ペット避難スペースの検討事項

① 暑さ、寒さや風雨の影響を受けにくい場所

夏の暑さや冬の寒さを避ける場所として、屋外に設置したペット用テントや倉庫を利用することも検討します。それが難しい場合は、ピロティ等の屋根がある場所、若しくはブルーシート等で屋根を作り、段ボール等で囲いを作る必要があります。

② ペットと人との動線が交わらない場所

飼い主以外の人（特に子ども）が動物に触ろうとして、かまれたり、引っつかれたりする事故を防ぐために、居住区画の避難者との動線を離す必要があります。動物も人の行き来によるストレスで病気になりやすくなります。

③ 鳴き声や臭いが人の居住区画にできるだけ届かない場所

鳴き声や臭いによるトラブルを避けるため、避難者が活動する場所からできるだけ離すか、防音性の高い部屋や倉庫で飼養すること及び炊事場や洗濯場所から離れた場所を検討する必要があります。

④ できるだけ動物種ごとに別々の場所

犬と猫のような異種の動物の存在は、動物同士の間に警戒からくるストレスが生じます。そのため、鳴き声の問題が発生したり、ペットはストレスから病気を発症したりします。可能な限り飼育スペースの中でも動物種ごとに区別することが必要です。

特に犬のように鳴き声が問題になりやすい動物は、音の響きを考慮して、他のペットとは別の場所を検討する必要があります。

7 基本方針

避難所におけるペットの飼育は、原則として飼い主自らが行います。

ペットは、指定一般避難所にて受入れを行いますが、避難所の居室場所には、ペットの持ち込みは行わず、敷地内にペット収容のための場所を確保します。

また、飼い主が複数いる場合は、飼い主が共同でペットの飼育を行うために、飼い主全員で「飼い主の会」を立ち上げ、支え合い、協力して管理を行います（10参照）。

飼育ルールを守って、周囲の人への配慮を忘れないようにしましょう。

8 飼育ルール

① ペットの飼育に必要なもの（ケージやキャリーバック、ペットフード等）は、基本的に飼い主が用意してください。

② ペットは、必ず指定された場所で、支柱等につなぐかケージの中で飼育してください。

③ 貼り紙や区画線などで飼育場所を明確にしてください。

④ ペットの種類ごとになるべく分けて収容してください。

⑤ 鳴きあったりストレス防止のため、ケージの周囲を段ボールやタオル等で覆い、仕切りを設置するとともに、適切な距離をとったり目隠しをしてください。

- ⑥ 噛みつき事故等を防止するため注意を促す表示をするなど危険防止に努めてください。
- ⑦ 給餌は、時間を決めて、その都度きれいに片づけてください。
- ⑧ 必ず屋外の指定された場所で排せつさせ、後始末を必ず行ってください。
- ⑨ 飼育場所や施設は、飼い主によって常に清潔にしてください。

9 ペット同行避難者の受付

- ① 受付における事故防止のため、まずペット同行避難者用受付窓口を設置します。
- ② ペット同行避難者用受付窓口で、受付し、ペット入所名簿兼登録名簿（様式）に記入します。あらかじめ飼い主が持参したペット手帳の写し等同じ記載項目があれば、それを名簿に貼付します。
- ③ ペットの飼育について、飼い主の皆で運営する「飼い主の会」の一員となることや飼育ルール遵守の説明書（別紙3）を配布します。また、飼い主にケージ札（別紙4）を渡し、記入の上ケージに装着してもらいます。
- ④ ペットを飼育場所へ移動させた後に、改めて飼い主を一般の避難者用受付に案内し、飼い主自身の受付手続きをします。
 - ※ 補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬など）は、飼い主と同伴での避難が必要となるので、受付の者にお伝えください。
 - ※ 受入れ困難なペットと同行避難してきた場合は、受入れ可能な預け先（ペットホテル等の民間施設、安全な場所にある親戚・知人宅等）へ預けることを前提として一時的な受け入れを行い、飼い主へ今後の流れについての説明を行います。

○一時的な受入れを行った動物についての今後の流れ

- ・災害が落ち着き次第、あらかじめ決めていた預け先（ペットホテル等の民間施設、安全な場所にある親戚・知人宅等）や新たな預け先へ移動してもらいます。
- ・自宅が安全であることが確認でき、定期的にペットの世話をするために戻れる状況であれば、ペットだけを自宅に戻し、飼い主と別々に避難することを検討してください。

10 飼い主の会の立ち上げ

飼い主が協力してペットの飼育管理を行えるように、避難した飼い主全員で飼い主の会を立ち上げます。

- ① 飼い主が2人以上になった場合（1世帯含む）、飼い主全員が構成員となる飼い主の会を立ち上げます。
- ② 飼い主全員の中から代表者数名を選出します（代表者と副代表者あるいは共同代表者等）。
- ③ 飼い主の会は、避難者や飼い主へのルールの周知や情報共有など、飼い主全員が協力してペットの管理が行えるよう活動します。
- ④ 飼い主の会は、ペット同行避難者用受付窓口の運営を行い、必要な情報を避難所運営組織等に報告します。
- ⑤ 代表者は、必要に応じて避難所運営組織等が開催するミーティングに出席します。

- ⑥ ペットの飼育状況について報告するとともに避難所でのペット飼育が「ペットのためだけでなく、飼い主の安全確保のため」の措置であること、ペットに関する問題が起きたとしてもそれは時間の経過とともに解消してゆくこと等を説明し、避難所でのペット飼育の理解を広めるよう努めます。
- ⑦ 飼い主の会においても、飼い主同士で情報を共有できるよう、定期的にミーティングを実施します。在宅避難者へも動物に関する情報の共有ができるようにします。

11 避難所におけるペットの飼育

ペットを飼育することで重要なのは「事故を起こさない」ことです。他人に対する注意だけでなく、飼い主自身もけがのないようにしましょう。

(1) 飼い主全員で行うこと。

役割分担をし、飼い主同士で調整しながら管理しましょう。

① 飼育場所全体やその周辺の掃除、消毒

避難所は小・中学校が多く、避難所としての機能終了後は元の用途に使用されますので床面や壁面を汚さないようにブルーシート等を使用し、汚れが残らないように配慮しましょう。

② ペット用トイレの掃除、糞尿の処理

臭いは騒音と並んで最も多い苦情の原因なので、厳重な処理が必要です。排せつ後のトイレシートや猫砂、おがくずはビニール袋に入れ、硬く口を閉じて、さらに大きなビニール袋かふた付きのごみ箱に入れます。散歩中に排せつする犬は、避難所からなるべく離れた（避難所の人の通行がない）場所で排せつさせ、糞はビニール袋で必ず回収します。

③ 犬の散歩

過去の大規模災害時に最も問題となったのは犬の鳴き声です。避難所での犬の鳴き声の原因はストレス、警戒、不安など様々で、個別に対処するのは非常に困難です。

しかし、犬を十分に運動させることで鳴き声の問題はかなり軽減できます。病気やケガによりペットの世話ができない飼い主がいる場合は、飼い主の会で協力し、世話や散歩を行います。

(2) 飼い主自身が行うこと。

日頃おとなしいペットでも、災害発生時は慣れない環境で神経質になります。慣れない他人に対しては思わぬ攻撃を行う事もあるので、ペットによる危害防止のためにも世話は飼い主自身で行うことが原則です。特に苦情になりやすい糞尿の臭いを抑えるためには、できるだけ早く片付けることが重要です。

① 給餌、給水、食べ残したエサの片づけ

② ケージ内の糞尿の処理や掃除

③ ケージ周辺の掃除

④ 犬の散歩

⑤ 自分のペットに係る苦情の対応

他の避難者からのペットに関する苦情等トラブルが生じた時は、原則として、飼い主自身が対応します。自身での解決が困難な場合は「飼い主の会」に相談し、仲介してもらいます。場合によっては、職員や避難所運営組織等に相談してください。

12 飼い主としての平常時における準備

(1) 普段の暮らしの中での防災対策

【ペットを室内で飼育している場合】

- ① 家具が転倒しても下敷きにならないような場所にケージを置くなど、ペットの安全を確保してください。
- ② 安全性が高い場所を用意し、ペットが逃げ込める場所を確保してください。

【ペットを屋外で飼育している場合】

- ① 飼育場所の周辺にブロック塀やガラス窓など、破損や倒壊のおよれがあるものがないか確認してください。
- ② 首輪や鎖が外れたり切れたりして逃げ出すおそれがないかを確認してください。

【屋内・屋外共通事項】

- ① ケージの中にいることに慣れさせる、クレートトレーニングを普段から行うこと。
- ② 飼い主が離れても吠えないよう慣れさせること。
- ③ 犬には胴輪ではなく首輪をつけること。(胴輪は引く方向によっては抜けやすいため)

(2) ペットのしつけと健康管理

災害発生時には、ペットもパニックになり、いつもと違う行動をとる可能性があります。

避難所生活に適應できるように、日頃から必要なしつけと健康管理に努めてください。そうすることで、避難所等における他人への迷惑となる行動を防止するとともに、ペット自身のストレスを軽減することにつながります。

(3) ペットが迷子にならないための対策

災害時には、やむを得ずペットを残して避難したり、ペットとはぐれたりしてしまう場合もあります。外から見て、誰でもすぐ分かる迷子札等を付けましょう。脱落のおそれがなく、確実な身分証明となる「マイクロチップ」を装着しましょう。登録機関に所有者情報の登録を忘れずに行いましょう。※マイクロチップを装着した場合は登録が義務となります。

マイクロチップとは

直径2mm、長さ8～12mmの円筒形の電子標識器具で、15桁の数字(個体識別番号)が記録されています。一度装着すれば、首輪や迷子札のように外れて落ちたりする心配がなく、より確実な身元証明になります。

マイクロチップを装着した後は、必ず指定登録機関(公社)日本獣医師会にマイクロチップ番号や飼い主の連絡先などの登録手続きを行い、転居等で登録情報に変更が生じた場合は、変更手続きを行ってください。

※装着しただけでは所有者明示になりません！必ず飼い主の登録手続きを行ってください。

出典：環境省ホームページより

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/chip_qa.html#

(4) ペット用の避難用具や備蓄品の確保

避難先においてペットの飼育に必要なものは、基本的に飼い主が用意する必要があります。町では、ペット用の備蓄品の準備はしていません。

飼育に必要なものは、少なくとも5日分（できれば7日以上）は用意しておきましょう。備蓄品には優先順位をつけ、避難時にすぐ持ち出せるように、飼い主の非常時持出品（備蓄品）とともに保管しておきましょう。

【ペット用の備蓄品と持ち出す際の優先順位の例】

優先順位 1

- ☐ 療法食、薬
- ☐ フード、水（少なくとも5日分、できれば7日以上）
- ☐ ケージやキャリーバック
- ☐ 予備の首輪、リード（伸びないもの）
- ☐ ペット用食器
- ☐ 排せつ物の処理用具、トイレ用品、ビニール袋
- ☐ 飼い主の連絡先、預け先の情報
- ☐ ペットの写真（携帯電話に画像を保存することも有効）
- ☐ ワクチンの接種状況が分かるもの

「ペット 動物のための防災手帳」※を活用（参照）してください。

（※災害に備えて/ペット動物のための防災・埼玉県）

優先順位 2

- ☐ タオル、毛布、ブラシ、ウェットティッシュ
- ☐ お気に入りのおもちゃ
- ☐ 洗濯ネット（猫の場合、保護や診察の際に使用）

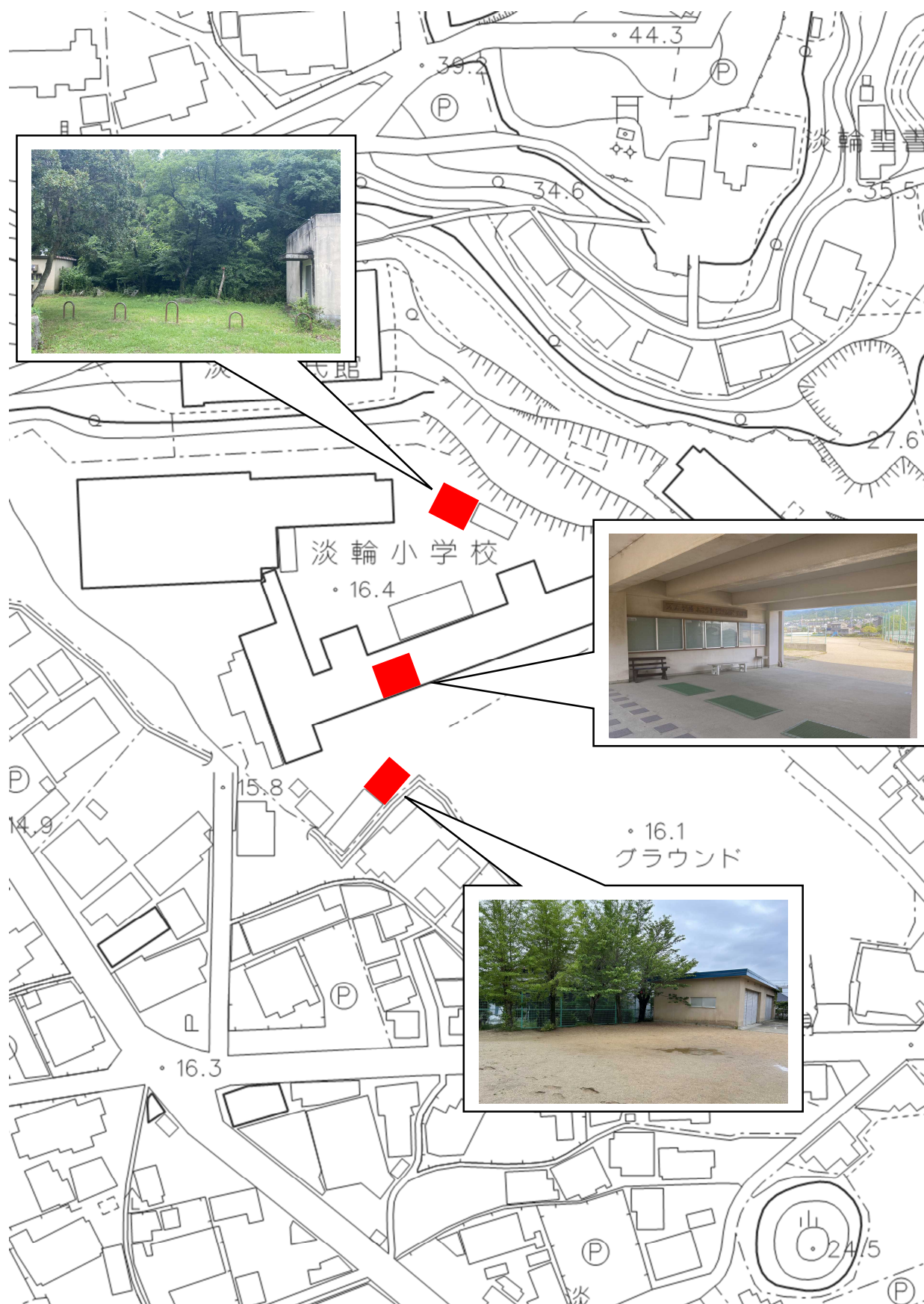
13 関係団体との連携

町は、避難所でのペットの適正飼育及び健康相談等の相談ができるよう、大阪府獣医師会と連携に努める。また、大阪府災害時等動物救護本部と連携し、円滑な救護活動が行えるよう備える。

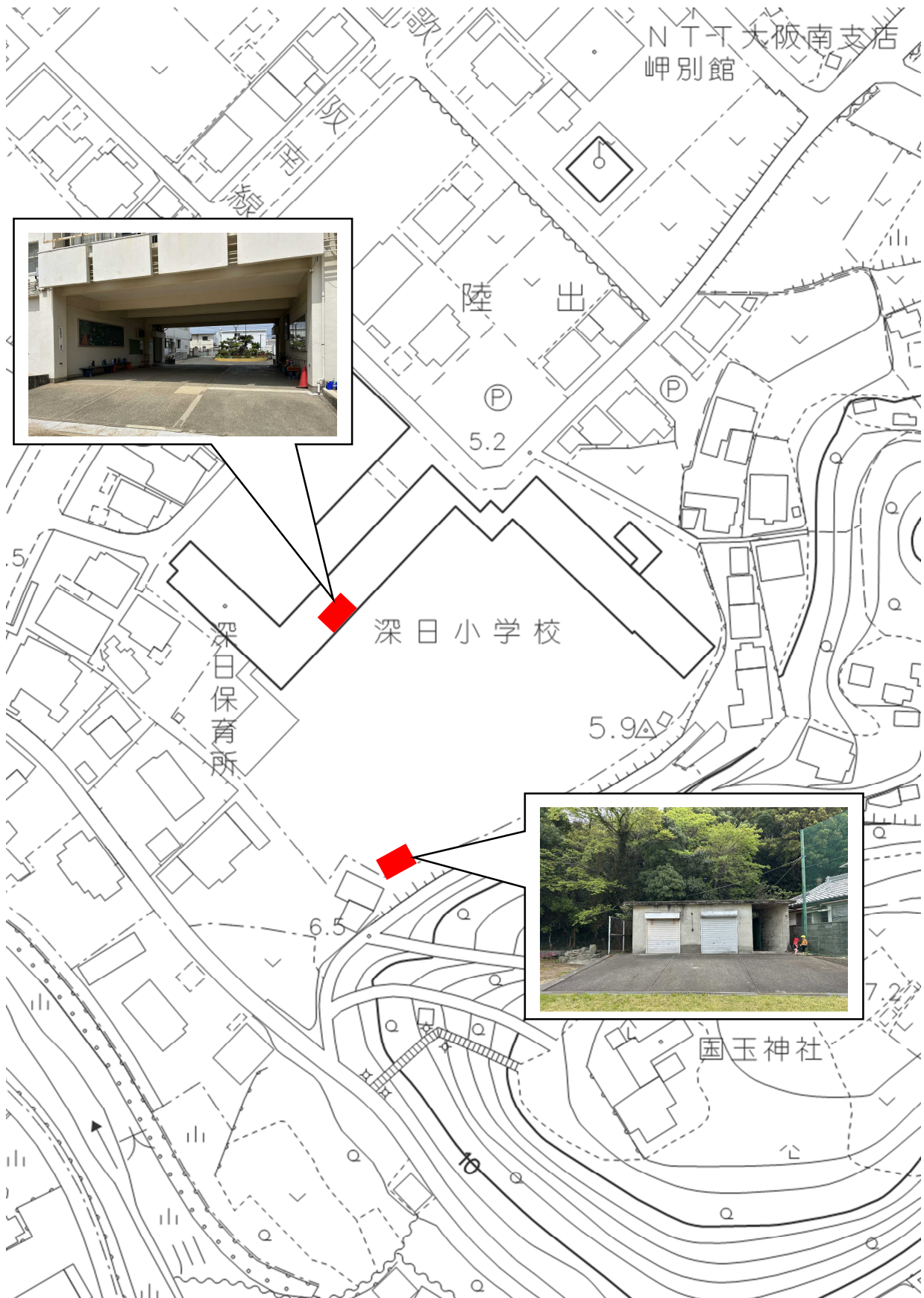
別紙 1

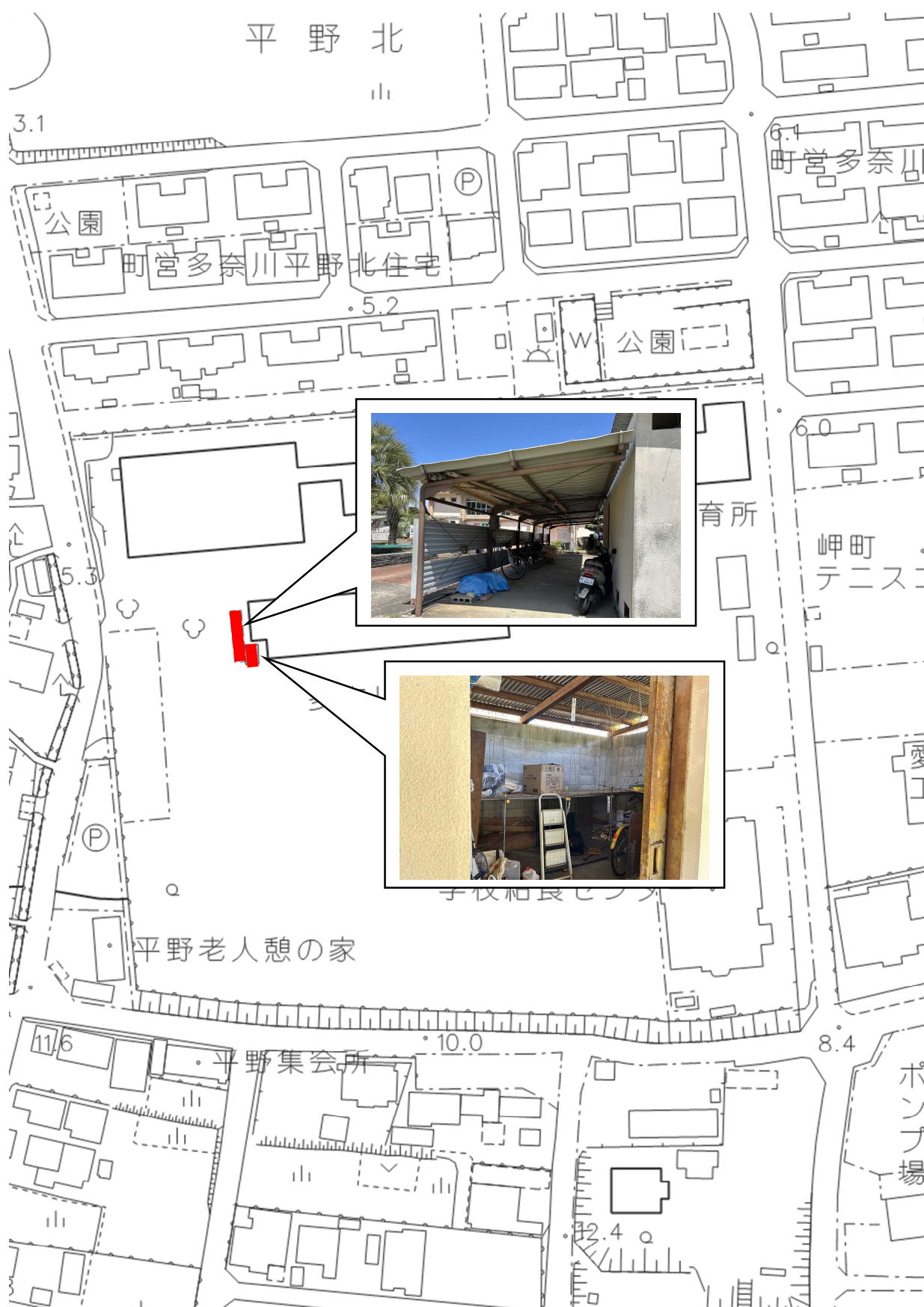
【ペット同行避難できる避難所】

施 設 名	所 在 地
①淡輪小学校	岬町淡輪 862 番地
②深日小学校	岬町深日 899 番地
③多奈川小学校	岬町多奈川谷川 1624 番地
④孝子小学校	岬町孝子 495 番地
⑤岬中学校	岬町深日 545 番地

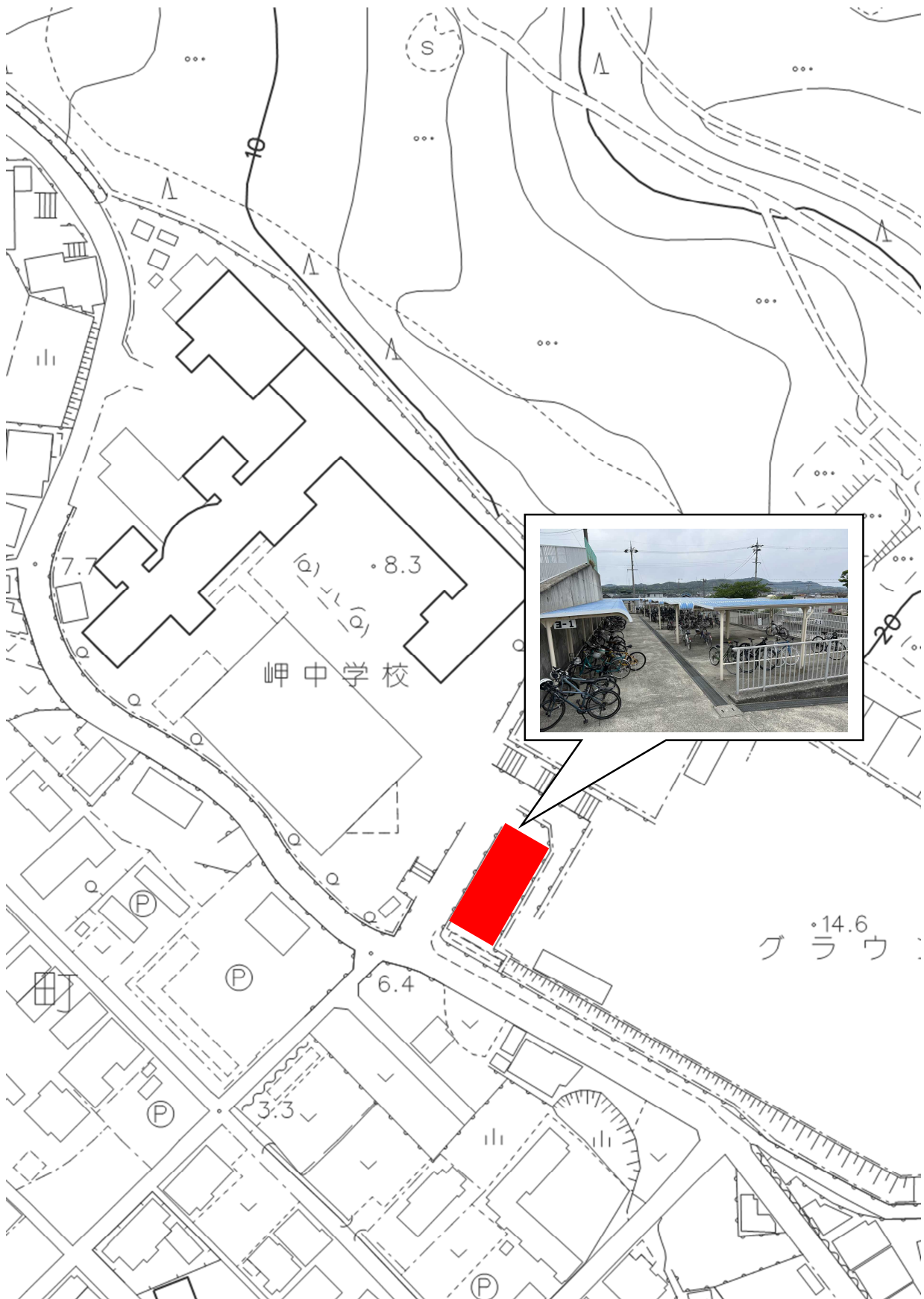


深日小学校





岬中学校



孝子小学校



避難所における飼育のルール

避難所へのペットの入所にあたっての飼育ルール

ペットのトラブルは、時には避難所全体の問題となります。大事なペットのためにも飼い主自身が責任をもって飼養し、お互いが気持ちよく過ごしやすい避難所環境をつくりましょう。

◇ 避難所内では人が優先

避難所運営委員会と飼い主の会が定めたルールを守り、ペットを飼っていない人へも十分配慮して飼養しましょう。

◇ 決められた場所で飼養

飼育場所、散歩場所、トイレの場所等決められた場所のみで飼育しましょう。避難所には、動物が苦手な方や動物のアレルギーをお持ちの方もいます。周囲の人への配慮をし、ペットの飼育場所は、人の居住場所と分けます（補助犬を除く）。

◇ 自分のペットの世話は自分で

避難所の運営者はペットの世話はしません。飼い主自らが責任を持って、ペットの世話を毎日しましょう。飼育場所は常に清潔に保ちましょう。

◇ 飼い主の会への参加

動物種に関わらず飼い主全員で「飼い主の会」を立ち上げ、協力してペットの飼育・管理をします。

【飼い主の会の活動】

- ・ 避難所運営委員会が定めた場所にペットの飼育場所を設置。
- ・ 登録名簿への登録及び名簿の管理。
- ・ ペットの飼育場所への収容。
- ・ 会員全員での飼育ルールの確認及び飼育・管理に関する作業分担、当番の決定。

◇ 飼い主全員（飼い主の会）で共同して行うこと

役割分担をし、飼い主同士で調整しながら管理しましょう。

- ・ 飼育スペース全体やその周辺の掃除、消毒

避難所は小中学校が多く、避難所としての機能終了後は元の用途に使用されます。床面や壁面を汚さないようにブルーシート等を使用し、汚れが残らないように配慮しましょう。

- ・ ペット共用トイレの掃除、糞尿の処理

臭いは苦情の原因ともなります。適切に管理しましょう。

- ・ ペット救援物資の搬入、仕分け、配分
- ・ 飼い主不明動物の一時的な飼育のご協力をお願いすることがあります。

◇ 飼い主自身が行うこと

日頃おとなしいペットでも災害発生時は慣れない環境で神経質になります。ペットによる危害防止のためにも世話は飼い主自身で行うことが原則です。

- ・ 給餌、給水、食べ残したエサの片づけ衛生的にするためにも毎日管理をしましょう

- ケージ内の糞尿の処理や掃除
- ケージ周辺の掃除
- 犬の散歩
- 他の避難者からのペットに関する苦情等トラブルが生じた時は、飼い主自身で対応します。一人で解決できない問題に対しては、飼い主の会で対応します

別紙 4

ケージ札

避難所名	
登録番号	
ペット名前	
飼い主氏名	
特記事項	

ペット入所名簿兼登録名簿

※ペット手帳等の写しを貼付すれば、下記の項目の記載を一部省略することもできます。

		避難所名			
		登録番号			
入所日及び出発地		月 日			
		自宅・その他（ ）			
退所日及び行き先		月 日			
		自宅・その他（ ）			
飼い主の情報		氏 名			
		住 所			
		連絡先			
		避難している場所			
ペ ツ ト の 情 報	名 前				
	種 別		犬 ・ 猫 ・ その他（ ）		
	種 類				
	毛 色				
	生年月日		年 月 日(歳)※不明な場合は推定年齢		
	性 別		オス ・ メス		不妊去勢手術 済 ・ 未
	特 徴		毛の色や模様、尻尾の長さ、形、耳の形、目の色、鼻の色などの体の特徴や人に対する特性（怖がる、吠える、かみつく）などをできるだけ多く。		
	持 病 の 有 無				
	犬の登録情報		鑑 札 番 号： 第 号 注 射 済 票 番 号： 年度 第 号 マイクロチップ： 有（ ） ・ 無		
飼育場所					

【連絡先】

飼い主さん	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	携帯電話	
	メー ル	@
	避難場所	
かかりつけ 動物病院	病 院 名	
	住 所	
	電話番号	

【その他メモ】

 災害に備えて

ペット 動物のための

防災手帳

動物の名前:



飼い主さんと
動物のカラー写真



「カラー写真」

【個体情報】

動物の種類	
動物の品種	
毛 色	
眼 色	
性 別	オス ・ メス
不妊・去勢手術	済 ・ 未済
生年月日	年 月 日
大きさ(体重)	大 ・ 中 ・ 小 (Kg)
マイクロチップ	有 ・ 無
(ID No)	
犬鑑札登録番号	
フードの種類	
フードの回数・量	
飼い方	室内 ・ 屋外
クレート・トレーニング	済 ・ 未済

性格・特徴

【健康情報】

現在の健康状態	
病 歴	
必要な薬	
そ の 他	

【ワクチン等接種情報】

感染症予防		年	年	年
共通	混合ワクチン	種類	種類	種類
	種類・接種日	月 日	月 日	月 日
	駆虫薬投与	月 日	月 日	月 日
犬	狂犬病予防接種	月 日	月 日	月 日
	フィラリア予防	済 ・ 未済	済 ・ 未済	済 ・ 未済
猫	猫エイズ	月 日	月 日	月 日
	検査日・結果	陰性・陽性	陰性・陽性	陰性・陽性
	猫白血病	月 日	月 日	月 日
	検査日・結果	陰性・陽性	陰性・陽性	陰性・陽性